

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年4月5日(金)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田和弘
3番	藤本直樹
4番	上田幸子
5番	岡井文彦
6番	田中壽嗣
7番	内田裕夫
8番	石塚加津美
9番	西村九三男
10番	西村和樹
11番	西野英紀
12番	松本吉博
13番	森一博
14番	加瀬千代
15番	寺内一郎
16番	戸田治巳
17番	内田孝司
18番	村田良文
19番	樋口敏昭
20番	林吉一

4. 欠席委員

2番	山口吉広
----	------

(事務局長)

それでは、令和6年第4回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

なお、本日は山口委員から欠席届をいただいておりますので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

また、さる3月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- 7番 内田裕夫職務代理者
- 10番 西村和樹委員
- 15番 寺内委員
- 20番 林委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第1号 令和6年度久御山町農業委員会最適化活動の目標の設定等について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 8件
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(5条許可) 1件
- 議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 32件
- 報告第1号 農地形状変更事業について
(農地形状変更事業) 1件

(会長)

- 報告第2号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意
解約の通知について（賃貸借合意解約） 1件
- 報告第3号 農地の使用貸借解約通知書について
（使用貸借の合意解約） 1件

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。11番の西野委員、12番の松本委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号から進めてまいります。議案第1号令和6年度久御山町農業委員会最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

まず、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第1号久御山町農業委員会最適化活動の目標の設定等（案）について、ご説明させていただきます。

はじめに本日お配りしております資料Aをご覧ください。こちらが議案書1ページの下に記載しております、提案理由になります。農林水産省経営局長通知になります。農業委員会法第6条第2項の規定により農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、第7条第1項の指針を定め、推進の状況や事務の実施状況を公表しなければならず、農業委員会は最適化活動の目標を設定し、公表することが重要であると記載されております。これに基づき議案第1号のとおり令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成いたしました。

まず、議案書2ページをご覧くださいなのですが、体制や概要につきましては、直近の農林業センサスなどの統計に基づき作成をしております。

続きまして、3ページから4ページの上にかけての成果目標につきましては、令和5年度の実績を踏まえて、新規集積目標や遊休農地の解消、新規参入の促進を設定させていただいております。

(事務局)

続いて、4ページの真ん中以降の活動目標につきましても、こちら令和5年度の実績であったりというところを見させていただいて、5年度と同様の設定とさせていただいております。

このような形で、議案第1号のとおり令和6年度の最適化活動の目標を設定したく考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

ただ今、議案第1号の説明が終わりました。事務局からですね、説明がございましたが、少しわかりにくいかなというところもございましたが、ご意見等頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

このような感じでよろしゅうございますか、よろしいですか。それではご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決をしたく思います。この案件につきましては農業委員さんだけでなく、農業委員、推進委員さんすべての委員さんに挙手をお願いするものです。それでは、議案第1号のとおり目標を設定することに、可とすることに賛成の農業委員さんと推進委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号のとおり指針を制定することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号8から受付番号15の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第2号、まず受付番号8につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号8について、議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書6ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号8について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号8を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号9につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号9について、議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。譲受人の耕作面積がゼロとなっておりますが、以前は自身が所有する農地で営農されていたということなので、新規就農者ではございません。現在、所有の農地は貸しておられるため経営面積はゼロとなるのですが、農機具なども所有されており、別の場所で農業は続けておられるとお伺いしております。農地を取得後は、大根や枝豆などを作付けされ、直売所への出荷も計画しているとお伺いしております。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書8ページをご覧ください。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号9につきまして、何かご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号9を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をします。

続きまして、議案第2号受付番号10に入ります。受付番号10につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号10について、議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。申請事由の欄にもございますとおり、農地を交換される案件となります。交換される農地につきましては転用をされる予定のため、後ほど議案第3号で説明させていただきます。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書10ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。地図は西側の方、写真は上の2枚が対象の農地になります。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号10、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

交換をされる土地のようですが、よろしゅうございますか。それでは、ご意見もご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号10を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号11と受付番号12は、譲受人が同じ方ですのでまとめて審議をします。また、報告第3号農地の使用貸借解約通知書について、受付番号2も一部関連する内容ですので、まとめて審議をします。

事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号11について説明する前に、関連する内容として、報告第3号農地の使用貸借解約通知書について、受付番号2を先に報告いたします。

報告第3号受付番号2について、議案書61ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

本件については、令和6年3月25日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めて、議案第2号受付番号11について議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。合意解約された農地をこちらの譲受人に所有権移転される内容となります。

次に、議案第2号受付番号12について、議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

なお、こちらの案件も譲受人が法人ですので、現地調査の際に農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容につきましては、議案書13ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書14ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページと6ページをご覧ください。

- (事務局) 会長よろしく申し上げます。
- (会長) それではまず、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員から、よろしく願いをいたします。
- (●●委員) 農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。
当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員すべての要件について、満たしているものと思われま。
- (会長) 議案第2号受付番号11と受付番号12及び報告第3号受付番号2につきまして、ご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第2号受付番号11と受付番号12を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

それでは、議案第2号受付番号13につきまして、事務局より説明を願います。
- (事務局) それでは、議案第2号受付番号13について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書16ページをご覧ください。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号13、この案件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号13を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

それでは、議案第2号受付番号14につきまして、事務局よりまず説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号14について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書18ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号14につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号14を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数。よって、許可することに決定をします。

それでは、議案第2号受付番号15について、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号15について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書20ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号15につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号15を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●委員)

議案第3号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号1の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号1について、議案書21ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件は、所有権移転を伴う市街化調整区域内の農地転用ですので、京都府の許可が必要になります。まず、農業委員会で許可

(事務局)

相当か不許可相当かを審議して京都府に意見書を進達し、最終的に京都府が許可か不許可か判断されます。本日、お配りしている資料Bと書かれたA3の用紙をご覧ください。資料Aの後ろにつけさせていただいてるカラーの資料です。

昨年、ご審議いただいたような期間を設けて一時的に転用をするような場合は、農地に戻せるかというところが大きなポイントとなりましたが、今回のように永久転用の場合は、立地基準や一般基準から転用が可能かが審査されます。今回の案件は、資料の青い部分、農地区分がいちばん上の農用地区域内の農地ですので、原則転用は不許可ですが、農業用の肥料置場及び農業用自動車の駐車場にされるため、黄色の欄の2つ目のポツ、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に供する施設にあたり、例外的に許可できると考えられます。議案書22ページから24ページをご覧くださいなのですが、こちらが、京都府に進達する意見書の案になります。基準を満たしているかどうかを事務局で案として入れております。24ページには、農林水産省からの通知、農地法の運用についての抜粋を付けさせております。

また、所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページと4ページをご覧ください。4ページにつきましては、土地利用計画図となっております。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号1について、事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしゅうございますか。それでは、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号1を許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

(会長)

続きますして、議案第4号に入ります。議案第4号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●委員)

議案第4号受付番号29から受付番号57までの議案につきますして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。以上でございます。

(会長)

それでは、議案第4号受付番号29から受付番号36ですね、につきますしては、借り手が同じですので、まとめて審議をします。

まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号29について、議案書25ページ上段をご覧ください。

続きますして、議案第4号受付番号30について、議案書25ページ下段をご覧ください。

続きますして、議案第4号受付番号31について、議案書26ページ上段をご覧ください。

続きますして、議案第4号受付番号32について、議案書26ページ下段をご覧ください。

続きますして、議案第4号受付番号33について、議案書27ページ上段をご覧ください。

続きますして、議案第4号受付番号34について、議案書27ページ下段をご覧ください。

続きますして、議案第4号受付番号35について、議案書28ページ上段をご覧ください。

最後に、議案第4号受付番号36について、議案書28ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書29

(事務局)

ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号29から受付番号36、8件ございますが、この8件につきましては何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号29から受付番号36について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第4号受付番号37から受付番号39について、これも借り手が同じですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号37について、議案書30ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号38について、議案書30ページ下段をご覧ください。

最後に、議案第4号受付番号39について、議案書31ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書32ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の15ページ、16ページ、17ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号37から受付番号39について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号37から受付番号39について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号40について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号40について、議案書33ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書34ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号40について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号40について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第4号受付番号41から受付番号46について、これも借り手が同じですので、まとめて審議をします。

(会長)

まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号41について、議案書35ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号42について、議案書35ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号43について、議案書36ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号44について、議案書36ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号45について、議案書37ページ上段をご覧ください。

最後に、議案第4号受付番号46について、議案書37ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書38ページをご覧ください。

所在地につきましても、詳細地図及び該当農地の写真の19ページ、20ページ、21ページ、22ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第4号受付番号41から受付番号46につきましても、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号41から受付番号46について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号47と受付番号48、これも借り手が同じ方ですので、この2件、まとめて審議をします。

まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号47について、議案書39ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第4号受付番号48について、議案書39ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書40ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の23ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号47と受付番号48、この2件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号47と受付番号48について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第4号受付番号49について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号49について、議案書41ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書42ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の24ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号49につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号49について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第4号受付番号50と受付番号51は、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号50について、議案書43ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号51について、議案書43ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書44ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の25ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号50と受付番号51、この2件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号50と受付番号51について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長) 続きまして、議案第4号受付番号52から受付番号54について、これも借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。まず事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号52について、議案書45ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号53について、議案書45ページ下段をご覧ください。

最後に、議案第4号受付番号54について、議案書46ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書47ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の26ページ、27ページ、28ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号52から受付番号54、この3件の案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号52から受付番号54について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号55について、まず事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号55について、議案書48ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書49

(事務局)

ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の29ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号55について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号55について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号56について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号56について、議案書50ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書51ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の30ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号56について、何かご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号56について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたし

(会長)

ます。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号57について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号57について、議案書52ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、1ページ飛ばして議案書54ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の31ページと32ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号57の案件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号57について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第4号受付番号58につきましては、●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づき、退室をよろしくお願いいたします。

(●●委員 午後2時14分 退席)

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

それでは報告します。議案第4号受付番号58の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第4号受付番号58につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号58について、議案書53ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書54ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の33ページと34ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号58につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号58について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後2時15分 入室)

(会長)

それでは、これから審議をしていただく議案第4号受付番号59の案件につきましては、●●●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づき、退室をよろしくお願いをいたします。

(●●●●委員 午後2時16分 退席)

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●●●委員) 議案第4号受付番号59の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) 続きまして、議案第4号受付番号59について、事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号59について、議案書55ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書56ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の35ページと36ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号59につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号59について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

(●●●●委員 午後2時18分 入室)

(会長) 続きまして、これから審議していただく議案第4号受付番号60につきましては、●委員に関する案件ですので、久御山町

(会長) 農業委員会会議規則第20条に基づきまして、退室をよろしく
お願いをいたします。

(●委員 午後2時18分 退席)

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいた
します。

(●●●●委員) 議案第4号受付番号60の案件につきまして、現地調査の報
告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) 続きまして、議案第4号受付番号60につきまして、事務局
から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第4号受付番号60について、議案書57ペ
ージをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧
農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書58
ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の37
ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号60につきまして、ご意見ご質問等はご
ざいませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようございま
す。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号60につい
て、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたし
ます。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●委員 午後 2 時 2 0 分 入室)

(会長)

本日の審議につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告に入りたいと思います。

まず、報告第 1 号農地形状事業について、受付番号 3 を事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第 1 号受付番号 3 について、議案書 5 9 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 3 8 ページをご覧ください。

本件については、令和 6 年 3 月 1 2 日付けで会長専決し、届出者に対して承認書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第 1 号受付番号 3 の報告が事務局からございましたが、何かご意見等はございませんか、よろしいですか。

それでは続きまして、報告第 2 号受付番号 4 について、事務局より説明願います。

(事務局)

報告第 2 号受付番号 4 について、議案書 6 0 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 3 9 ページをご覧ください。

本件につきましては、令和 6 年 2 月 2 6 日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第 2 号受付番号 4 の報告がございましたが、何かご意見等はございませんか、よろしいですか。

(会長)

それでは、特にご意見等ないようです。

それでは、報告第3号は審議と併せて先ほど報告がございましたので、本日予定をしておりました審議と報告は全てこれで終わりたいと思います。

————— 午後2時25分 終了 —————